

板橋区高齢者虐待防止連絡会議設置要綱

(平成19年3月7日区長決定)

(設置目的)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の早期発見、迅速な保護及び養護者に対する支援の適切な実施を目的として、関係機関、民間団体等との連携協力体制を構築するため、板橋区高齢者虐待防止連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 高齢者虐待についての関係行政機関、各種の保健・福祉・介護サービス実施機関、医療関係機関、司法関係者、地域団体その他、高齢者福祉に係る機関・団体相互の情報交換及び状況把握に関する事。
- (2) 区内の各地域包括支援センターが構築する地域包括支援ネットワークを中心とした関係機関等の連携協力体制に関する事。
- (3) 行政機関、各種の保健・福祉・介護サービス実施機関等に対する高齢者虐待に関する研修等の事業の実施に関する事。
- (4) 高齢者虐待に関する理解を深めるための区民に対する啓発活動に関する事。
- (5) その他高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する事。

(構成)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる者について区長が委嘱する委員及び次項に掲げる区職員である委員 18 名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 法曹関係者
- (4) 社会福祉協議会関係者
- (5) 警察関係者
- (6) 民生・児童委員協議会関係者
- (7) 介護サービス事業者
- (8) 地域包括支援センター関係者

2 区職員である委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 健康生きがい部長
- (2) 高齢政策課長
- (3) 介護保険課長
- (4) 健康福祉センター所長
- (5) 福祉課長

(任期)

第4条 連絡会議の委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5条 連絡会議に座長を置き、健康生きがい部長である委員をもって充てる。

2 座長は、連絡会議の会議を総理する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指定する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、第3条に規定するもののほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、健康生きがい部高齢政策課において処理する。

(個人情報の保護)

第8条 連絡会議の委員は、連絡会議で知りえた個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める

付 則

この要綱は、平成19年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。